

中央市若者世帯定住促進・子育て応援補助金 交付対象簡易チェックシート(自己診断用)

① 対象となる若者世帯の要件(次の要件のいずれかに該当すること)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1) 交付申請日時点で 夫と妻のいずれも満40歳未満であって、そのいずれかが世帯主 である世帯 夫 歳 妻 歳
	<input type="checkbox"/>	2) 交付申請日時点で 満40歳未満である親(父または母)と18歳以下の子どもが同居するひとり親世帯 親 歳 子 歳

② 対象となる住宅及び土地の要件(次の要件のすべてに該当すること)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1) 中央市内で建築された一戸建てであって、玄関、居室、キッチン、トイレ及び浴室を備えていること。
	<input type="checkbox"/>	2) 対象住宅の敷地の用に供される土地を購入し取得していること。
	<input type="checkbox"/>	3) 親族等から譲り受けた土地ではないこと。
	<input type="checkbox"/>	4) 住宅及び土地の所有権保存登記の受付年月日が、令和4年4月1日以降 であること。 住宅の登記(予定)日 月 日 頃 (不明の場合、引渡し日) 土地の登記(予定)日 月 日 頃 (不明の場合、引渡し日)
	<input type="checkbox"/>	5) 自らが居住するために取得した住宅であること。
	<input type="checkbox"/>	6) 居住部分の 床面積が50平方メートル以上 であること。
	<input type="checkbox"/>	7) 新築住宅又は建売住宅及び中古住宅の取得 であること。 <input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅
	<input type="checkbox"/>	8) 併用住宅の場合は、居住部分の床面積が全体の2分の1以上であること。 <input type="checkbox"/> 2分の1以上である <input type="checkbox"/> 併用住宅でない
	<input type="checkbox"/>	9) 住宅の所有権を共有している場合は、若者世帯の持分割合が2分の1以上であること。 <input type="checkbox"/> 2分の1以上である <input type="checkbox"/> 共有していない

③ 対象住宅及び土地の取得に際しての借入の要件(次の要件に該当すること)

<input type="checkbox"/>	1) 対象住宅及び土地の取得に際し、 金融機関から借入期間10年以上かつ借入金額1,500万円以上の住宅ローンの借入 を行っていること。 <input type="checkbox"/> 山梨中央銀行 <input type="checkbox"/> フラット35 <input type="checkbox"/> その他
--------------------------	---

④ その他の要件(次の要件のすべてに該当すること)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
	<input type="checkbox"/>	2) 別荘などの 一時的に所有する住宅の取得でない こと。
	<input type="checkbox"/>	3) 既存住宅の建て替えによる住宅の取得でない こと。
	<input type="checkbox"/>	4) 賃貸や販売等の 営利を目的とする住宅の取得でない こと。
	<input type="checkbox"/>	5) 相続や贈与による住宅及び土地の取得でない こと。
	<input type="checkbox"/>	6) 道路の拡幅による立退きなど 公共補償等による住宅の取得でない こと。
	<input type="checkbox"/>	7) 市民税や固定資産税など 市税その他市が有する債権を滞納していないこと (ご家族を含む)。

上記の4つの要件をすべて満たす場合、
中央市若者世帯定住促進・子育て応援補助金の**交付を受けることができる可能性があります。**

中央市役所政策秘書課(055-274-8512)にご連絡いただき、**事前審査(対面)の予約をしてください。**